

## 訪問看護推進事業委託業務企画提案指示書

### 1 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部 (提案者名は1部のみ記載し、残り7部には提案者名を記載しないこと)
- (2) 規 格 A4版 (縦横を問わない)

### 2 業務の目的

在宅療養支援の中心的な役割を担う訪問看護師の確保・育成・定着のため、訪問看護ステーションにおける人材育成体制を整備し、訪問看護に携わる看護師等の資質向上を図ることにより、道内における訪問看護サービスの向上を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

コーディネーター等を配置の上、各医療圏域(第三次)の拠点となるステーションと連携し、次の事業を実施する。

#### (1) 訪問看護ステーション支援事業の実施

ア 新卒者・未経験者を採用した訪問看護ステーション等に対する人材育成支援

(ア) 各圏域の拠点となるステーションが、圏域内の新卒者・未経験者を採用したステーション等に対し、同行訪問や育成プログラムの作成・評価支援、困難事例のコンサルテーション等により人材育成支援が円滑に行えるよう、相談・助言を行う。

(イ) 各圏域の拠点となるステーションの管理者や教育担当者等を対象とした会議等を実施し、圏域内の人材育成体制の課題等を共有・検討する。

(ウ) 各圏域の拠点となるステーションが、圏域内の訪問看護に関心のある看護職や学生等の実地研修の受け入れを積極的に行えるよう、医療機関等との調整を行う。

イ 各圏域の課題等の集積・分析

訪問看護ステーションにおける人材育成体制に係る各圏域の現状・ニーズ等の把握、課題分析を行う。

ウ 新卒・未経験看護師の交流会等

訪問看護ステーションの新卒・未経験看護師の就業定着のための交流会等を実施する。

エ その他、訪問看護ステーションの人材育成に資する事業

#### (2) 研修会の開催

訪問看護人材の育成や定着に関する取組や課題を共有・検討し、訪問看護ステーションにおける人材確保・定着及び人材育成体制の強化を図るため、訪問看護ステーション管理者等を対象とした研修会の実施

#### (3) 普及啓発事業の実施

訪問看護の実際や魅力をPRし、訪問看護への関心を高めるとともに、訪問看護の理解促進と人材確保を図るためのシンポジウム等

#### 4 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

#### 5 予算上限額

10,486千円

#### 6 契約の方法等

##### (1) 契約の方法等

公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、随意契約により契約を締結する。

##### (2) 委託料の支払い

精算払いとする。

#### 7 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

##### (1) 運営方針

ア 実施要綱に沿ったものとなっているか。また、業務の目的や内容を踏まえ、必要な経費が適切に積算されているか。

イ 訪問看護活動に精通しており、業務を円滑かつ効率的に行うために必要な知識やノウハウを有しているか。

##### (2) 管理運営

ア 業務を実施するに当たって、必要な業務処理体制となっているか。

イ 事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する職員など、適切な職員配置、体制が確保されているか。

##### (3) 事業内容

ア 取組内容が、法人で培った経験やノウハウ、現状分析等の根拠に基づき、訪問看護師の確保・育成・定着や質向上に寄与する取組になっているか。

イ 全道域の訪問看護管理者や教育担当者等から、人材育成に関する取組状況や課題、ニーズを把握できる体制になっているか。

ウ 将来にわたる訪問看護人材の確保に向け、確保した人材の就業定着に繋がる事業企画が盛り込まれているか。

エ 研修やシンポジウムは、訪問看護への理解を深め、関心が高められるよう工夫されているか。訪問看護人材の確保に寄与する企画となっているか。

オ 地域の訪問看護ステーションや関係団体、医療施設等との連携体制を整備し、情報交換や意見交換を行える体制が整っているか。

#### 8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付書類を提出すること。

##### (1) 提出書類 参加表明書（別添様式）、添付書類

- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和6年(2024年)4月23日(火)17時必着
- (4) 提出場所 13に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

## 9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、添付書類
- (2) 提出部数 8部(提案者名は1部のみ記載し、残り7部には提案者名を記載しないこと。)
- (3) 提出期限 令和6年(2024年)5月1日(水)17時必着
- (4) 提出場所 13に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

## 10 企画提案書に関するプレゼンテーション

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会において、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時及び場所は、別途、通知する。
- (2) プレゼンテーションに参加しなかった提案者のプロポーザルは無効とする。
- (3) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

## 11 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正  
採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 契約形態  
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 契約保証金
  - ア 契約を締結しようとするものは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
  - イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

## 12 その他

- (1) 無効となる提出書類  
参加表明書、企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しない者。
  - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない者。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない者。

エ 虚偽の内容が記載されている者。

- (2) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
- (4) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- (6) 全ての提出書類は返却しない。
- (7) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

13 問い合わせ先及び参加表明書、並びに企画提案書等の提出先

〒068-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係

電話番号 (代表) 011-231-4111 内線 25-363

(直通) 011-204-5251